

長野体育学会研究論文集に関する規定

- 第一条 長野体育学会(以下本会という)は、会則第14条第3項の定めにより、研究論文集「長野体育学研究(Nagano Journal of Physical Education and Sports)」(以下論文集という)を発刊する。
- 第二条 論文集発行の期日は、当分の間特にこれを定めない。
- 第三条 論文集の編集は編集委員会によって行う。
- 第四条 論文集の発刊停止又は廃刊は、本会の総会において決定する。
- 第五条 附則 本規定は昭和58年12月4日より施行する。
附則 本規定は平成6年12月11日に改正し、同日より施行する。
附則 本規定は平成26年1月25日に改正し、同日より施行する。
附則 本規定は平成29年3月4日に改正し、同日より施行する。
附則 本規定は令和3年3月13日に改正し、同日より施行する。
附則 本規定は令和7年5月19日に改正し、同日より施行する。

「長野体育学研究」投稿規定

(平成7年12月3日 改正)
(平成14年12月14日 改正)
(平成20年1月26日 改正)
(平成26年1月25日 改正)
(平成29年3月4日 改正)
(令和3年3月13日 改正)
(令和7年5月19日 改正)

1. 投稿は長野体育学会の会員に限る。ただし編集委員会が依頼する場合はこの限りではない。
2. 投稿内容は体育学の研究領域における総論、原著論文、実践研究、ショートペーパー、実践報告、研究資料などとし、完結したものに限る。これらは、編集委員会が依頼した査読者による審査を経て、編集委員会がその採否および掲載時期を決定する。審査の結果、原稿の部分的な書き直しを求めることがある。
3. 本誌に掲載された原稿は、原則として返却しない。
4. 原稿は、原則としてワードプロセッサによるカメラレディ原稿とする(執筆要項は別に定める)。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りではない。
5. 原稿の作成にあたっては、以下の事項を厳守する。詳細は執筆要項による。
 - (1) 原稿は、A4判無地用紙を用い、横書きで入力する。
 - (2) 欧文原稿及び欧文アブストラクトについては、「別紙」としてその和訳文を添付する。

- (3) 原稿の体裁は、最初から順に論文題目・必要な場合は副題目・著者名(所属)・欧文題目・必要な場合は欧文副題目・著者のローマ字名<名は頭文字のみ大文字, 姓はすべて大文字>(所属)を表記する。これらに続いて、欧文のアブストラクト(250語以内～なくても可)・本文・注・文献の順に記述する。
 - (4) 写真や図表を使用する場合は、鮮明なものを提出する。挿入箇所を本文中に明記する。
 - (5) 度量衡単位は、原則としてSI単位(m, kg, cm, kg, mgなど)を使用する。
 - (6) 飾り文字・特殊記号などの使用はなるべく避ける。ゴシック太字等は用いない。
 - (7) 本文中の欧文及び数値は、1文字の場合は全角、2文字以上続く場合は半角文字で書く。
 - (8) 本文中での文献の記載は、著者・出版年方式(author-data method)とする。また、文献リストは、本文の最後に著者名のABC順に一括し、定期刊行物の場合には、著者名(発行年):論文名, 誌名, 巻号:引用ページ(p.またはpp.)の順とし、単行本の場合は、著者名(発行年):書名, 発行所, 発行地:引用ページ(p.またはpp.)の順とする。詳細は執筆要項参照のこと。
 - (9) 注書きは、本文の末尾と文献の間に、注1), 注2)のように番号順に記載する。
 - (10) 投稿者の要望により、規定を逸脱する場合、編集委員会において了解を得られた場合には、この限りではない。
6. 提出する原稿は、オリジナル原稿が入力されている電子媒体とする。
 7. 総論, 原著論文, 実践研究, ショートペーパー, 実践報告, 研究資料の原稿は、原則として1編につき図表, 抄録を含めて刷り上がり12ページ以内とし、それを超える分は、その実費を著者負担とするほか、特別の経費を要する場合は、この分についても本人負担とする。
 8. 校正は、編集委員会作業分を除き原則として行わない。
 9. 別刷り希望者は、投稿受理時のやり取りで希望部数を編集委員会へ申し出ることとする。必要経費は著者負担とする。